

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第13回

熊野町農業委員会

令和5年第13回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	稲垣 寿計
委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第13回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。2番 橋川委員、3番 住川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第39号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇を阿戸方面に進行し、〇〇〇〇に向かうために右折して50m程進行した道沿いにある田1筆で、現状も田として管理されています。譲渡人の〇〇〇〇氏は町外在住で高齢となり今後耕作が難しくなってきたため、申請地の隣接地で、耕作を行っている〇〇〇〇氏が効率的に耕作できるということで、所有権移転をされることになりました。農業の経験も農機具の保有も十分ですので問題のないものと考えております。以上のことから、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第39号について、事務局と12月14日に現地で確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、新宮地区にある〇〇〇〇に向かう道路に沿いにある田1筆で、現状も田として耕作していることを確認しました。〇〇〇〇氏が高齢となり町外在住で今後耕作を行うことが困難なことから、隣接地で耕作をしている〇〇〇〇氏に譲渡することになりました。〇〇〇〇氏は、現在もご家族で耕作をされており、一体で管理されるということです。現状、〇〇〇〇氏の自身の農地も適切に管理されており、定期的に管理していくうえで支障もないため、許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第40号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、初神地区の農地で、〇〇〇〇に県道を直進し、〇〇〇〇の前を左折後、250mほど直進した〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇沿いにある田となります。譲受人の〇〇〇〇氏は申請地の隣接地で耕作をされていますが、13ページの航空写真を見て頂くと分かりやすいのですが、赤い線が現況の区画となっており、黒い線が境界となっております。このように、境界と現況が異なっており、この度両者で話合われ、現況に併せて分筆等を行うことになりました。現状も適切に管理されているので特に問題になることは無いと思われることから、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第40号についても、事務局と12月14日に現地で確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、初神地区の農地で、〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇沿いにある田となり、現状も田として耕作していることを確認しました。この度は、現況と境界が異なっていることから、現況にあわせる形で〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏に譲渡されることになりました。このような状況を放置や口約束のままにしておくと、代が変わった際などに困ることもあるかと思いますので、双方が納得された形で早めに整理され、公的な手続きをされるということで良いことだと思われまます。この件に関しては、現況と境界を一致されるということで特に問題は無いと思われまます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありますか。
議場	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第4、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、関連する内容ですので一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第4、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、一括議題とすることに決定いたしました。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第41号及び42号の農地法第5条の規定による許可申請については、関連する事業ですので一括でご説明をさせていただきます。申請地は、川角地区にある田9筆で、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かって200mほど先を右折し、150mほど進行し左折後100m程下ったところに位置しており、現況は休耕となっております。転用面積は、全体で5,020㎡となっております。転用目的としましては、宅地造成し20区画の住宅団地となる予定です。譲渡人は、譲受人から住宅団地用地として購入したいとの申し出があり、今後、耕作を行う予定もなく、管理していくことも難しく感じていたため所有権を移転されることとしました。その他、申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。なお、当該転用については、3,000㎡を超えることから、広島県農業会議が設置する常設委員会において意見照会を行う必要がございます。当該委員会に置いて意見があった場合は、意見の内容によっては再度ご審議をして頂くこととなりますのでご了承ください。特に意見が無い場合は、現在、他法令による手続きを進めておられたため、本件とあわせて同時許可を行う予定です。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。

	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>この月曜日の18日に現地調査に行きました。場所は事務局から説明のあったように、〇〇〇〇から今、〇〇〇〇が造成しているところなんですけれども、そこを入れて行く少し狭い道なんですけど、元々、所有者の方も耕作ができないため荒れていて、周辺も耕作地がどんどん荒れてきていて、イノシシの隠れ家になっているような場所でしたので、そういった点では今後、所有者の方も耕作する意思はないということで良かったのかなとは思いますが。特段、大きな問題は無いと思っておりますので、許可しても良いと思われそうです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
中村委員	<p>先ほど事務局から30aを超えるので、常設委員会に意見をという話があったと思うんですけども、4haという基準もあると思うのですが、違いはなにでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。まず、4haに関しては許可権者の話になります。広島県では、平成18年4月に、広島県知事が許可権限を有していたものについて、農業委員会の会長に権限が移譲されました。但し、4haを超える転用については、農林水産大臣との協議が必要となります。この協議は知事が行う必要があるため、4haを超える転用は、農業委員会で許可する権限を有していないという事になります。次に、30aを超える場合ですが、こちらについては、30aを超える転用は、農業会議に意見を聴く必要があると農地法で定められているためこの度は30aを超える転用となるため意見聴取を行うものです。</p>
中村委員	<p>以前、〇〇〇〇が出来る際にも現地調査があったと思うけど今回もそういった可能性があるってということで良いのかな。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第4、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第4、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、日程第6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、関連する内容ですので一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、日程第6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、一括議題とすることに決定いたしました。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43、44号及び45号の農地法第5条の規定による許可申請については、関連する事業ですので一括でご説明をさせていただきます。申請地は、出来庭地区にある田5筆で、〇〇〇〇から〇〇〇〇を挟んで向かい側にあるところに位置しており、現況も田となっております。転用面積は、全体で3,666㎡となっております、転用目的としましては、宅地造成し、飲食店舗と来客用の駐車場等となる予定です。譲渡人は、譲受人から商業用施設用地として使用したいとの申し出があり、高齢となり今後耕作を行うことも難しくなることから、当該申し出を受けられました。その他、申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。</p> <p>なお、先ほどの議案と同様に3,000㎡を超えることから、広島県農業会議が設置する常設委員会において意見照会を行うものです。なお、本議案についても、現在、他法令による手続きを進めておられ、常設委員会において意見が無ければ、本件とあわせて同時許可を行う予定です。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員、お願いしま</p>

	す。
世良委員	事務局と12月14日に現地を確認してきました。申請地は事務局の説明のとおり、出来庭地区で、〇〇〇〇の〇〇〇〇から道を挟んで向かい側の田5筆で、現状も田として管理をされています。〇〇〇〇や〇〇〇〇が出来たことで、この周辺ではこの5筆のみが農地として残っている状況でした。交通量も増え、住宅団地と商業施設に挟まれた形で、所有者も複数人おり効率的な農業が行える環境にもないと思いますし、今後、所有者も高齢となり周辺が活性化する中でここだけが、荒廃農地となるよりは、このように有効活用した方が良いのかと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、日程第6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、日程第6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第8、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第9、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、関連する内容ですので一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第9、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、一括議題とすることに決定いたしました。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第46号及び47号の農地法第5条の規定による許可申請については、

	<p>関連する事業ですので一括でご説明をさせていただきます。本件については、農業振興整備区域内にある農用地ということで、広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たもので、広島県に協議を行うにあたり、10月20日に開催された農業委員会において説明をさせて頂いた内容から変更はございませんが改めて説明をさせていただきます。申請地は、初神地区の農地で、〇〇〇〇に県道を直進し、〇〇〇〇の前を左折後、250mほど直進した〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇沿いにある田となります。議案46号については、土地所有者の孫が分家住宅の建設用地として、議案47号は分家住宅を建設するには議案46号の土地が道路に面していないことから、進入路として転用するものでございます。分家住宅の建設地は現在も田として水稻を行われておりますが、当該地以外に住宅の建設が可能な土地を所有していないことから、775㎡のうちの280㎡を住宅用地として転用するものです。議案47号については、先ほどもご説明をしたとおり、住宅建設地が道路に接しておらず、現状のままでは、建設の許可が下りないことから、土地所有者である〇〇〇〇氏に進入路として所有権の移転を申し出たところ、当該地は56㎡と狭小かつ三角形となっており、農地には適しておらず今後も耕作の予定がないことから同意をされたもので、進入路として最低限の面積として、28.71㎡を転用されることになりました。現在、他法令による手続きを進めておられ、本件とあわせて同時許可を行う予定です。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。当案件については、令和5年10月20日に開催した令和5年第11回農業委員会で既に審議し、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済でありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとします。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>(全員：質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第8、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第9、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>(全員：異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び日程第9、議案第47号「農地法第5条の規</p>

	<p>定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第10、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。本件については、先ほどの議案と同様に、農業振興整備区域内にある農用地ということで、広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たものでございます。新宮地区の農地で、〇〇〇〇から〇〇〇〇に県道を700m程、直進した、左手にある田4筆で現在は休耕となっております。</p> <p>申請地について相続により申請者が相続をしたものの、高齢となり今後も耕作の予定が無いため、耕作放棄地となり可能性が高いため、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、農用地区域からの除外申出がされております。除外面積は、2,474㎡で、パネル設置枚数は212枚となっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件についても、令和5年10月20日に開催した令和5年第11回農業委員会で既に審議し、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済でありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとします。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第10、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第11、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、11月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案37ページから40ページまでのとおり、中溝地区で1件ございました。</p>

	以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議場	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は1月22日(月)に開催予定です。議案については1月11日(木)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和5年第13回熊野町農業委員会を閉会します。